

議案第二四号

一 予算外義務負担に関する件

次の通り予算外義務負担する

橋本果が好不相対対策として本市財団に貸付する
因形生業繰替金として左記のとおりその損失を補
償するものとする

記

一 貸付金限度額

五拾万圓也

二 貸付期 間

自昭和三十一年四月一日より
至昭和三十一年三月三十一日まで

三 償還方法

四 事業計画書

(別紙)

五 収入支出予算書

(別紙)

六 損失補償金額の限度

損失補償は返済期日到来後元金および利息の全部また
は一部が引当金に充てられた場合における回収をわかつた金額を

角矢とてその金銀

昭和十五年三月十一日提出

一陽取東康伯郡三朝の長 坂正雅 乙

原案可決

昭和十五年三月十八日議決

三朝町議會議長加藤幸太郎

